

平成 29 年 2 月 22 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 信託協会

「実務対応報告公開草案第 51 号『債券の利回りがマイナスとなる場合の
退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）』に
関する意見

平成 29 年 1 月 27 日付で意見募集のあった「実務対応報告公開草案第 51 号『債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）』」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「実務対応報告公開草案第 51 号『債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）』に関する意見

<質問 1 >

本公開草案では、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度について、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを、当面の取扱いとして提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

<<意見>>

記載されている二つの方法をいずれも認めることには同意するが、「いずれかの方法による。」との記載では当該二つの方法に限定されることとなる。恒久的な取扱いに関する結論が得られていない段階での当面の措置であることから、第 331 回企業会計基準委員会における議事と同様の「いずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。」等の記載にて、当該二つの方法以外の方法を排除しない方が良いと考える。

<質問 2 >

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

<<意見>>

項番 1~4 のとおり。

項番	内容
1	公開草案第 16 項に、平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の取扱いに関して引き続き検討を行う旨が示されているが、どのような点を論点として検討する想定であるかが示されると、関係者の理解の助けとなるものとする。
2	公開草案第 15 項に、「現時点の国債等の各残存期間におけるマイナスの利回りの幅が大きくなることはないこと」が本実務対応報告における取扱いの結論の土台となっているような記述があるが、仮にマイナスの利回りの幅が現時点より大きくなった場合に本実務対応報告における取扱いを否定する想定でないのであれば、当該記述は不要と考える。

項番	内容
3	<p>公開草案第 16 項に、「当該検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱いを平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度も継続することを検討する。」と示されているが、どのような状況の場合に本実務対応報告における取扱いを継続する想定であるかが示されると、関係者の理解の助けとなるものと考え（例えば、第 14 項で言及されている欧州における議論での統一的な見解が形成されない場合には、本実務対応報告における取扱いを継続することを想定しているのか。）。</p>
4	<p>公開草案第 12 項に、「現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないとの意見をどのように考えるかが論点となる。」と示されているが、これが「金銭的時間価値は時の経過に応じて減少することはないものとして、信用リスクフリーレートの下限はゼロになるとの意見が聞かれる。」と示す第 10 項と観点が重複しているのであれば、第 10 項と第 12 項とを整理・統合する方が良いと考える。</p>

以 上